

平成29年度

第2回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項1】	三次市地域公共交通会議委員の交代について	1
【報告事項2】	三次市あいのりタクシーの試験運用について	2
【協議事項1】	平成30～32年度地域内フィーダー系統確保維持計画 認定申請について	3
【協議事項2】	中国バス上下～太郎丸線の路線廃止について	3
【協議事項3】	安芸高田市運営有償運送の三次市への乗り入れ継続について	4
【協議事項4】	邑南町運営有償運送の三次市への乗り入れ開始について	7

平成29年8月29日（火）14時00分～

三次市地域交通観光センター 2階 多目的ホール

(1) 三次市地域公共交通会議委員の交代について

【新】

(敬称略)

構成区分	委 員	
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官 橋本 実千寿

【旧】

構成区分	委 員	
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官 茅原 裕則

三次市地域公共交通会議委員名簿		(平成 29 年 8 月 29 日現在)	
構成区分	委 員		
(1) 三次市	三次市 三次市地域振興部	副市長 部 長	瀬崎 智之 (会長) 瀧奥 恵
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 有限会社君田交通 三次みどりタクシー株式会社	営業部長 代表取締役 代表取締役	實兼 利光 松尾 宏 石田 光雄
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長 土井 弘文		
(4) 住民又は利用者の代表	三次商工会議所 三次広域商工会 三次市社会福祉協議会	東河内町 布野町 三和町 総務課長 事務局長 総務課長	近藤 幸恵 中村 義和 福場 和子 竹本 勇夫 湯藤 浩康 大田 千代
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	橋本 実千寿
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域力創造課	課 長	木村 洋
(7) 道路管理者	三次市建設部	部 長	坂本 高宏
(8) 広島県警三次警察署長又はその指名する者	広島県三次警察署	交通課長	山本 忠士
(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校	准教授	加藤 博和

◎ オブザーバー：西日本旅客鉄道株式会社三次鉄道部 佐々木 敏範 鉄道部長

(2) 三次市あいのりタクシーの試験運用について

○あいのりタクシーの概要

対象者	最寄りの駅やバス停から1km以上離れた場所に住む旧三次市内の市民 ※平成28年度に市民タクシーの利用があった5地区で試験運用実施
補助金額	駅・バス停までの距離が2km未満 → 3万円/年(300円券100枚) 駅・バス停までの距離が2km以上 → 6万円/年(300円券200枚)
利用申請	住民自治組織に申請書を提出 →審査後、市からタクシーチケットを交付
利用条件 利用方法	あいのりタクシー券を持った人同士、複数人で利用 1回の乗車につき1人2枚(600円分)まで使用可能 →タクシー券との差額をタクシー運転手に支払う
協力機関	旧三次市内のタクシー事業者

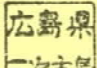
○試験運用について

期 間	平成29年8月から3か月程度
対象地区	平成28年度に市民タクシーの利用があった5地区 (粟屋町4地区・河内町1地区)
申請者数	23名(平成29年7月31日現在)

○今後のスケジュール(予定)

8月1日～	あいのりタクシー試験運用開始
10月頃	利用者及びタクシー事業者から意見聞き取り
11月	要綱等作成
11月	住民自治組織(旧三次市内)対象の説明会実施
年度内	本格運用開始

あいのりタクシー利用助成券 見本(表)

三次市あいのりタクシー利用助成券 No. _____	
氏 名	三次 花子
有効期限	平成30年 3月 31日
利用年月日	年 月 日
【使用条件】 券を持った人同士 複数人で利用	<div style="text-align: center;">  発行者 三次市長 </div>

(裏)

<p>【利用上の注意】</p> <p>①この券は本人が、別紙記載のタクシー等で利用した場合のみ有効です。</p> <p>②この券は1人では利用できません。券を持った人同士の乗車で1人2枚まで利用できます。</p> <p>③現金への換金、再発行はできません。</p> <p>④お釣りはできません。</p> <p>⑤この券は利用年月日が記入されたもののみ有効です。必ず記入してください。</p>
協力機関(事業者)名記入欄

(1) 平成30～32年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

別紙「平成30～32年度地域内フィーダー系統確保維持計画」参照

(2) 中国バス上下～太郎丸線の路線廃止について

1. 廃止する路線

起 点 広島県三次市甲奴町太郎丸693先
 終 点 広島県三次市甲奴町梶田甲21-1先
 キロ程 8.7km

2. 廃止する路線に係る系統

運行 系統名	運行事業者	運行系統		系統キロ程	運行 回数	関係市町村名(起点⇒終点)	
		起点	終点			上段:市町名	下段:市町別キロ程
204-02	㈱中国バス	太郎丸	上下駅前	往 14.2km 復 14.2km	平 1.0 回 土 1.0 回	三次市 11.6km	府中市 2.6km
204-03	㈱中国バス	太郎丸	甲奴駅前	往 9.9km 復 9.9km	平 1.0 回 土 1.0 回	三次市 9.9km	

3. 廃止する路線に係る停留所

(三次市内) 太郎丸・抜湯下・上川・法専寺前・有田下・有田上・福田・一本杉・戸下・
 甲奴小学校・橋本・大谷
 (府中市内) 甲奴別・下野・妙見橋・上下中学校

4. 廃止予定日

平成29年9月30日

5. 廃止後の代替交通

甲奴～上下駅：①JR 福塩線（6往復）
 ②高速乗合バス「ピースライナー」（4往復）
 甲奴～太郎丸：三次市民バス甲奴町線（水曜日と金曜日に3往復・予約型）

【参考】

○平均乗車人数（平成28年10月～平成29年4月）
 （系統1）太郎丸～甲奴駅～上下駅：0.7人 （系統2）太郎丸～甲奴駅：0.0人
 ○経常収支率（平成28年度）
 （系統1）太郎丸～甲奴駅～上下駅：8.5% （系統2）太郎丸～甲奴駅：1.6%

(3) 安芸高田市運営有償運送の三次市への乗り入れ継続について

安高政第52号

平成29年7月11日

三次市長 増田 和俊 様

安芸高田市長 浜田 一義



安芸高田市が行う自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて（協議）

平素は、本市の行政推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、安芸高田市が道路運送法第78条第2項の規定に基づいて運行する自家用有償旅客運送（もやい便）につきましては、地域交通として貴市区域内への乗り入れを認めていただいているところです。

この度、道路運送法第79条の6の規定に基づき、登録更新の手続きを行う必要があることから、乗り入れの継続を承諾していただきますよう協議申し上げます。

記

路線名 安芸高田市運営有償運送 もやい便 川根地域内便

乗入区間 三次市作木町門田（安芸高田市境）～三次市作木町門田（香淀駅）～三次市作木町港（作木診療所）

乗入期間 平成29年10月1日～次回更新時まで

安芸高田市運営有償運送の三次市への乗り入れについて

1. 趣旨

道路運送法第 79 条の 6 の規定に基づく安芸高田市運営有償運送「もやい便」の更新登録を行うにあたり、引き続き三次市へ乗り入れることについて協議するもの。

2. 運送主体

実施主体 安芸高田市

運行主体 川根振興協議会

3. 登録番号

中広市交第 7 号

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

5. 路線又は運送の区域

起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
川根区域内 (もやい便)			

※前日の予約により地域内を運行。

※希望により三次市作木町の作木診療所または香淀駅などにも乗り入れられるものとする。

6. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
高宮町川根地域に在住する住民及びその親族、その他当該地域に日常の用務を有する人	

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額（1 回の乗車につき）

大人

大所・川根地域内（式敷駅・大所・三次市作木町） 100 円

大所・川根－高宮支所周辺 300 円

大所・川根－吉田・美土里・甲田 500 円

障害者・子ども（小中学生）

大所・川根地域内（式敷駅・大所・三次市作木町） 100 円

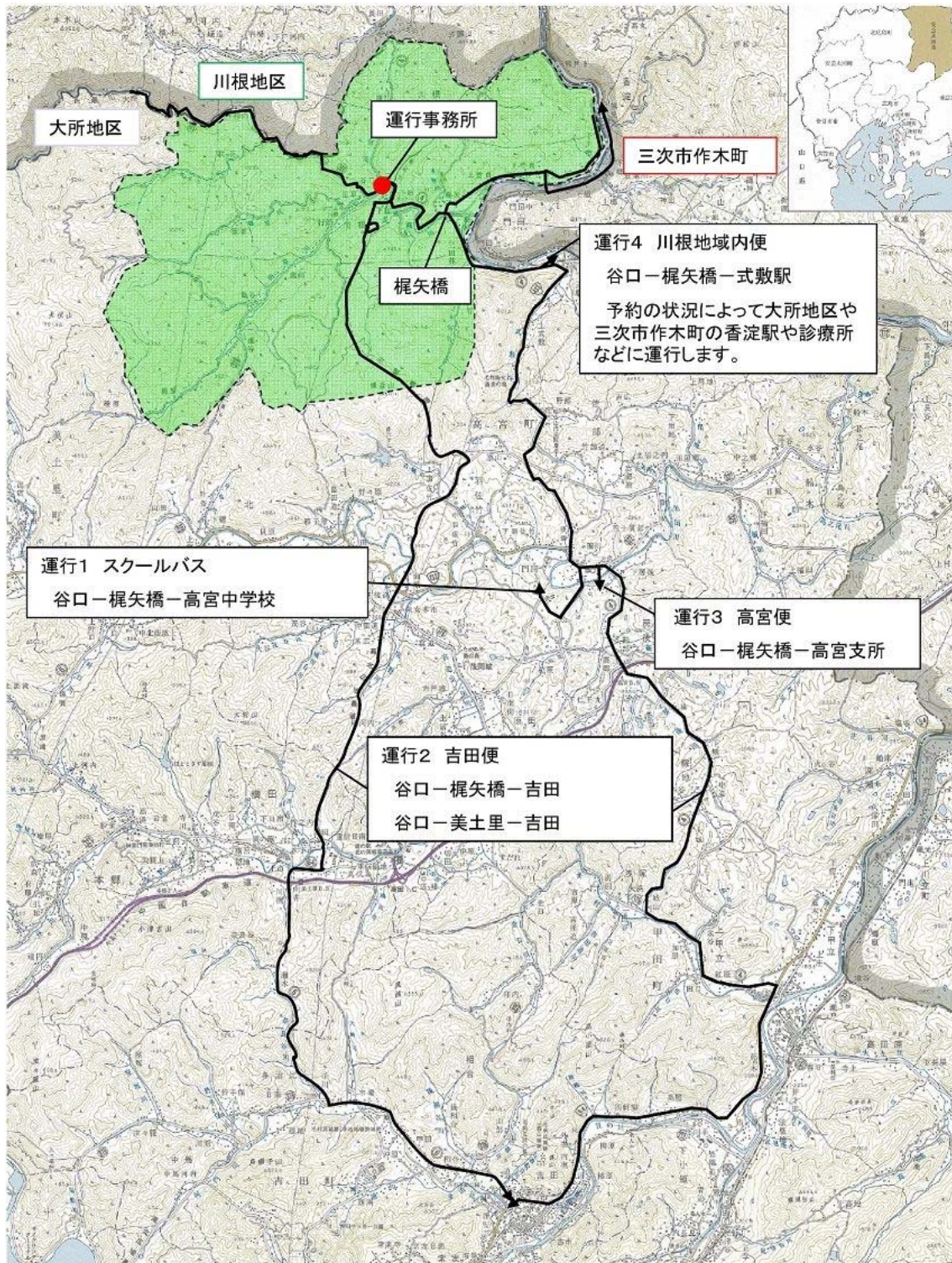
大所・川根－高宮支所周辺 100 円

大所・川根－吉田・美土里・甲田 200 円

※子どもの料金は通学時以外

※新公共交通システム回数券も使用が可能

運行図



(4) 邑南町運営有償運送の三次市への乗り入れ開始について

邑 定 第 2 2 号
平成29年8月23日

三次市長 増田 和俊 様

邑南町長 石橋 良治
(定住促進課交通対策室)

邑南町が行う自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて（協議）

平素は、本町の行政推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、西日本旅客鉄道株式会社が運行しているJR三江線が平成30年4月1日に廃止されることを受け、三江線代替バスの基幹路線へ接続するため、新たに自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送：交通空白輸送）による邑南町営バス「江平上ヶ畑区域」の運行を計画しております。

つきましては、邑南町営バス「江平上ヶ畑区域」の貴市区域への乗り入れについて地域公共交通会議において協議いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 路線・区域名 | 邑南町営バス「江平上ヶ畑区域」 |
| 2. 運行概要 | 別添資料のとおり |
| 3. 運行開始日 | 平成30年4月1日 |
| 4. その他 | 地域公共交通会議において承認をいただいていた際には、当会議において協議が調っている旨を記載した証明書の発行をおねがいたします。 |

邑南町営バス「江平上ヶ畑区域」運行の三次市への乗り入れについて

1 趣旨

JR三江線の廃止（平成30年4月1日）に伴う三江線代替バスの基幹路線へ接続するため、道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送による邑南町営バス「江平上ヶ畑区域」の運行を新たに開始するに当たり、三次市へ乗り入れることについて協議するもの。

2 運送主体

実施主体 邑南町

3 登録番号

中島市交第5号

4 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

5 運行計画

①運送の区域（交通空白輸送に係るもの） 邑南町営バス「江平上ヶ畑区域」

対象区域	運行先
坂谷、下瀬、江平、上ヶ畑	大津両国橋、丹渡、港別、三国橋

路線図 別紙1のとおり

②運行日 毎日（1月1日、1月2日を除く）

③運行時間

三江線代替バスの幹線の運行時間に合わせた運行（往復3便程度を予定）

④予約方法

運行前日の8：30～10：30の間に電話予約

6 運賃

乗車1回あたり200円の予定

7 運行開始予定日

平成30年4月1日

8 運送しようとする旅客の範囲

邑南町（坂谷、下瀬、江平、上ヶ畑区域）に在住する住民及びその親族、その他当該区域に日常の用務を有する者を基本とする。

別紙1 江平上ヶ畑区域 路線図

坂谷・下瀬・江平・上ヶ畑～丹渡・港別・港(予約型デマンド運行)

【運行予定業者】 邑南町(市町村有償運送)

【車 両】 11人未満

